

郡山市市民活動サポートセンター運営会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の運営に利用者の意見や評価を反映し、サービスの向上を図ることを目的とする「郡山市市民活動サポートセンター運営会議」（以下「運営会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 運営会議は、サポートセンター登録団体代表者（以下「登録団体代表者」という。）、企業、有識者、市民等、市民・NPO活動推進課職員及びサポートセンター職員をもって組織する。

2 構成員は、登録団体代表者、企業、有識者、市民等から6名程度、市民・NPO活動推進課職員及びサポートセンター職員は各3名程度とする。

3 登録団体代表者は、登録団体の組織形態、活動分野、活動地域等を勘案し、また、企業、有識者、市民等は、市民活動に関する知見を有し、市民活動を実践していること等を勘案し、市民・NPO活動推進課及びサポートセンターが協議の上選定する。

4 運営会議に委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第3条 運営会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) サポートセンターの事業計画書及び事業報告書

(2) サポートセンターの利用者アンケートの集計結果及び対応

(3) その他市民活動サポートセンターに関する事項

2 運営会議は、年2回程度開催する。

(庶務)

第4条 運営会議の庶務は、サポートセンターにおいて処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、運営会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。